

「認定こども園部会」の所掌事務等の変更について（案）

1 変更の趣旨

子ども・子育て支援法の規定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を設定する場合は、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっている。

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」は、事業者からの申請により、迅速に行う必要があるため、同様に教育・保育分野の部会である「認定こども園部会」の所掌事務に加えるもの。

2 部会の名称変更

「認定こども園・確認部会」とする。

3 所掌事務（変更後）

(1) 認定こども園に関すること

ア 設置等の認可・認定

イ 事業停止又は施設閉鎖の命令（幼保連携型認定こども園のみ）

ウ 認可・認定の取消し

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定

4 議決

認定こども園・確認部会の所掌する事項の議決は、認定こども園・確認部会の議決をもって、子ども・子育て会議の議決とする。